



新 清 審 第 5 号  
令和 7 年 2 月 1 7 日

新潟市長 中原 八一 様

新潟市清掃審議会  
会長 関谷 浩史



新潟市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて（答申）

令和 6 年 8 月 5 日付け、新循推第 3 9 3 号により諮問のありました標記の件について、審議した結果を別紙のとおり答申いたします。



# 新潟市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて

## 答 申 書

令和7年2月17日

新潟市清掃審議会

## はじめに

新潟市清掃審議会（以下「審議会」という。）は、令和6年8月5日に、新潟市長から「新潟市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて」諮問を受けた。

審議会では、合計4回の会議を開催し、専門的見地から、又は市民としての立場から自由に意見を述べ合い、活発な議論によって諮問事項についての審議を行い、本審議会としての結論を得たのでここに答申する。

新潟市においては、本答申の内容を踏まえて一般廃棄物処理基本計画を見直し、同計画の理念である「ともに創造する持続可能な循環型都市・にいがた」に向けて各種施策を企画推進することを期待する。

令和7年2月17日

新潟市清掃審議会

会 長 関 谷 浩 史

# 新潟市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて

## 1 新潟市一般廃棄物処理基本計画の概要

新潟市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項及び新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 3 条第 1 項の規定に基づき定められるもので、現行の基本計画は令和 2 年 3 月に策定された。

関係法令や各種制度等の内容を踏まえるとともに、「新潟市総合計画」「新潟市環境基本計画」など本市の上位計画と整合を図り、今後の廃棄物行政における総合的な指針として位置づけられている。

内容としては、ごみ及び生活排水処理の現状・課題を踏まえ、適正な処理を進めるために必要な基本的事項として、理念と目標及び目標達成に向けた施策を定めているものである。

計画期間は、令和 2（2020）年度から令和 11（2029）年度までの 10 年間とし、令和 6（2024）年度を中間目標年度として施策の点検や現状・課題の整理を行い、必要に応じて見直しを行うとしている。また、関係法令の改正や上位計画の変更等、計画の前提条件に変更が生じた場合には、適宜見直しを行うこととしている。

## 2 見直しの基本的な考え方について

今年度、基本計画の中間目標年度を迎えたが、基本計画に掲げた理念や施策の視点、施策体系など、計画の骨格部分に関して見直しの必要を生じさせるような大きな事情変更はなく、計画期間後半においてもこれらの理念、体系等に基づき施策展開すべきである。

一方、プラスチック資源循環法の施行といった関係法令の動きや、新潟市総合計画、新潟市環境基本計画といった上位計画の変更等、計画の前提条件には変化が見られている。また、人口動態が当初策定時の想定からズレを生じているほか、一部の数値目標等については最終目標をすでに達成している状況にある。

このことから、計画内容のうち、今後の施策展開に影響があると考えられる一部の項目に限り、見直しを図るべきである。

## 3 見直し対象項目について

### (1) 計画期間

計画期間について、現行は令和 11（2029）年度を最終年度としているが、SDGs の目標達成期限が令和 12（2030）年度であるほか、上位計画である新潟市総合計画及び新潟市環境基本計画がいずれも同年度までを計画期間として改められた。上位計画との整合を図り、体系的に施策を進めるため、計画期間を令和 12 年度まで延伸すべきである。

## (2) 将来推計、数値目標及び参考指標

将来推計については、ここまでの人口の変動を踏まえ、改めて将来人口を推計し直すとともに、ごみ処理量等の実績を考慮して令和12年度分までを推計し直す必要がある。数値目標及び参考指標は、この推計を基にして見直すべきである。

## (3) 施策内容

施策の内容については、ここまでの施策の進捗を踏まえて課題抽出するとともに、法律の施行や方針の策定など制度の動きも考慮して、次の内容を掲げるべきである。

### 【ごみ処理編】

#### ① リデュース・リユースの推進によるごみの減量

リデュースの推進のうち、プラスチックごみ減量については、広報啓発を展開した結果、エシカル消費を心がけ、レジ袋をもらわないようにしている人の割合が高率で推移している。啓発活動を継続するとともに、プラスチック資源循環法の施行を受けたプラスチック提供事業者による取り組みの進展などの状況変化を見極め、施策内容を見直しながら推進する必要がある。

生ごみ・食品ロスの減量については、取り組みの推進によってその量が着実に減少している。さらなる減量に向け、新型コロナウイルスの影響で中止していた飲食店での取り組みを再開するなど、引き続き施策を展開すべきである。また、食品ロス削減は、環境分野のみならず多分野にわたる活動となることから、組織横断的な体制により取り組む必要がある。

リユースの推進については、リユース事業の拠点施設だったエコープラザの廃止を受け、民間事業者等の活発な取り組みに関する普及啓発活動や連携協定に基づく再資源化への誘導に力を入れるべきである。

#### ② さらなる資源循環の推進

リサイクルの推進のうち、生ごみリサイクルについては、すべての直営給食の食品残さを堆肥化するなど成果を上げた一方で、地域における生ごみ堆肥化拠点の減少により取扱量が減となる見込みであることから、各施策の状況を踏まえ、総合的に施策のあり方を検討しながら、引き続き推進すべきである。

また、プラスチック資源循環法の施行により、製品プラスチックの分別収集及び再商品化が市町村の努力義務とされたため、実証事業を実施し、本格導入を進める必要がある。

事業所による資源化に向けた取り組みの推奨については、ガイドラインを基にした訪問指導や、主体的な取り組みを評価する仕組みを継続すべきである。

古紙類の分別推進においては分別方法の周知や事業系古紙類の搬入規制に、資源物排出機会の提供においては多様な排出方法の周知と効率的な回収の実施に、

引き続き取り組むべきである。

### ③ 意識啓発の推進

情報提供の充実のうち、ごみの出し方など重要な情報については、紙媒体を中心に多様な媒体で広く情報発信され、多くの市民が正しい情報を得られるよう取り組まれている。これを継続しつつも、アプリの導入を働きかけるなど、正しい情報をより手軽に入手してもらえ環境を整えるべきである。

多様な手法による情報提供については、情報紙サイチョプレスが有力なツールではあるものの、新聞を購読しない層への情報伝達が課題となっており、SNS やごみ分別アプリの認知度を高めつつ発信を強化し、多くの市民に必要な情報が届けられるよう取り組むべきである。

環境教育の推進については、未就学児や小学生向けの出前授業などの取り組みが定着しているため、引き続き子どもたちの興味を引く内容となるよう工夫しながら継続すべきである。

### ④ 市民サービスの向上

高齢者等への支援の充実については、引き続きごみ出し支援制度の広報周知を展開して制度の浸透を図り、支援体制の整備を進めるべきである。

家庭系ごみ処理手数料の市民還元については、ごみ処理手数料収入の減少及びごみ袋作製経費上昇により、市民還元事業に充当できる財源が減少傾向にあることから、これを柱建てに沿った事業に有効活用するため、既存事業の評価を行い、見直しを図りながら展開する必要がある。

### ⑤ 地域の環境美化の推進

地域全体の環境美化の推進については、地域清掃活動やごみ集積場の設置等にかかる補助やばい捨て防止パトロールを継続実施するとともに、ボランティア清掃活動への若年層の参加について、SNS の活用など、効果的な PR を継続して行うべきである。

ごみ集積場周辺の環境美化の推進については、クリーンにいがた推進員活動の成功事例の共有などによる活動の底上げを図るとともに、違反ごみの発生により自治会からの需要が増している巡回パトロールの実施などにより、ごみ集積場を清潔保持するための取り組みを引き続き実施すべきである。

### ⑥ 安定かつ効率的な収集・処理体制

効率的な収集・運搬体制については、製品プラスチックの分別収集に向けた収集体制の強化や、施設の統合による収集体制の見直し等に対応するため、引き続き家庭ごみ収集事業者と勉強会や意見交換会を実施するなどし、検討を進める必要が

ある。

ごみ処理施設の統合及び更新については、令和12年度の稼働開始に向けて亀田清掃センターの建替工事を進めるとともに、施設の統合や中継施設化など、安定かつ効率的な処理体制の構築に向けた検討を進めるべきである。

#### ⑦ 低炭素社会に向けた体制整備

低炭素社会に向けた処理施設の活用については、亀田清掃センターの建替えに当たり、発電の最大化に向けて適切に設計・施工監理等を行うとともに、増加する発電量に応じた更なる利用先の拡充を進め、確実に発電電力の地産地消を行う必要がある。

廃棄物分野におけるバイオマスプラスチックの利用促進については、バイオマスプラスチック製ごみ指定袋の導入拡大を検討すべきである。

#### ⑧ 大規模災害に備えた体制整備

災害廃棄物処理計画に基づく体制整備については、引き続き計画の実効性を確保し、発災時の迅速な対応につながるよう必要な対策をとるべきである。

災害時も稼働できる処理施設の整備については、亀田清掃センターの建替えについて、災害時に稼働できる施設とするほか、避難所や備蓄など防災拠点として活用できるよう、適切に監理を行うとともに、避難所の運営について検討を進める必要がある。

#### 【生活排水処理編】

生活排水処理の推進及び生活排水処理施設の構築については、下水道部門の方針との整合を図る必要がある。

環境保全のための広報啓発については、団体の活動支援、教育委員会と連携した研修会開催など、課題に応じた施策を交えながら取り組むべきである。